

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく各保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年2月28日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った、法に基づく各保護変更決定処分（変更年月日を令和元年12月1日とするもの（以下「本件処分1」という。）、令和2年1月1日とするもの（以下「本件処分2」という。）、同年2月1日とするもの（以下「本件処分3」という。）及び同年3月1日とするもの（以下「本件処分4」といい、本件処分1ないし3と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件各処分がいずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

医療費等自己負担額は0円のはずであり、処分庁の計算は誤り

である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 3月 2日	諮問
令和 3年 4月 19日	審議（第54回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下

「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること」とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

ウ そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」(令和元年8月22日付社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「保護課長及び事業管理課長通知」という。)Ⅱによれば、給付金については、「次官通知第8の3の(2)のアの(ア)により、実際の受給額を収入として認定する。」こととされている。

(3) 医療扶助における本人支払額について

ア 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)第3・2・(2)・アによれば、医療扶助における本人支払額の決定において「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領につ

いての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされている。

イ そして、運営要領第3・2・(3)によれば、「現に医療扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと。」とされ、「ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき（イ以下略）」等が挙げられている。

ウ また、運営要領第3・2・(5)・エ・(ア)によれば、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるものと」するとされている。

(4) 保護変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(5) 収入として認定しない取扱いについて

ア 次官通知第8・3・(3)・ケによれば、心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、局長通知第8・2・(6)・イによれば、特別な事由があり、東京都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

イ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護

運用事例集 2017」(以下「運用事例集」という。)第7-25(答)によれば、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているとしている。

運用事例集による上記取扱いは、次官通知及び局長通知における福祉的給付金の特例的取扱いについて具体的に示したものであって、本件の適用においては合理性が認められるものである。

- (6) 次官通知、局長通知及び運営要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、保護課長及び事業管理課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

2 本件各処分について

- (1) これを本件についてみると、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、処分庁が提出を求めたにもかかわらず、請求人から障害基礎・厚生年金に係る令和元年度分の年金振込通知書が提出されなかったことから、平成31年7月以降においても、本件年金認定額を請求人の収入として認定していたこと。

イ 給付金に係る「給付金TA請求書」決定者リストによれば、請求人に対しては、給付金として、令和元年10月分から月額5,000円が支払われることになり、第1回振込日は令和元年12月13日であること。

ウ 請求人から給付金に係る収入申告書が提出されなかったことから、令和2年2月28日、処分庁は、①給付金について、令和元年12月ないし令和2年3月までの間、毎月5,000

0円（ただし、令和元年12月分については、給付金の申請に要したハガキ代63円を控除した後の、4,937円）をそれぞれ請求人の収入として認定することとし、②本件年金認定額及びその他収入（当該各月の医療費自己負担額と本人支払額との各差額）と併せて、当該各月分の収入額として認定した上で、③厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算出された当該各月分の請求人の各最低生活費を差し引いて得られた各金額をもって、請求人の当該各月分の医療費本人支払額を変更する旨の本件各処分をそれぞれ行ったこと。

- (2) 以上によれば、給付金の受給開始に伴い、請求人の令和元年12月から令和2年3月までの間の各月分の請求人の収入認定額を変更した上で、当該各月分の保護費（医療費本人支払額）の変更を決定した本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに従ってなされた適正な処分であって、違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件各処分は、いずれも違法、不当であると主張するが、上記2のとおり、本件各処分は、いずれも法令等に従って適正になされ、かつ、各収入認定額の算定を含め、違算等の事実もないものと認められることから、本件各処分を違法又は不当なものとすることはできない。

したがって、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹